

区民の電子複写機等利用に伴う取扱要綱

(平成2年11月1日区長決定)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、区が設置する電子複写機及びプリント機能を備えた電子複合機（以下「複写機等」という。）を区民の利用に供するため、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 複写機等を利用できる者は、区民及び施設利用者（以下「利用対象者」という。）とする。
ただし、区長が必要と認めたときは、この限りでない。

(複写等の範囲)

第3条 利用対象者が複写機等により複写又はプリント（以下「複写等」という。）できる範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 一般に公開されている行政資料のうち、複写等をしてしても差し支えないもの。
- (2) 情報公開請求のあった公開可能な公文書
- (3) その他、主管課長が複写等をしてしても差し支えないと認めたもの。

(供用複写機)

第4条 利用に供する複写機等は、総務部長が定める。

(利用時間)

第5条 複写機等の利用時間は、各施設の区民利用時間とする。

(利用料金)

第6条 複写機等の利用料金は、次に定めるとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、別に区長が定める。

(1) コピー

| | | | |
|--------|-----------------|-------|------|
| ① モノクロ | B4判・B5判・A4判・A3判 | 1枚につき | 10円 |
| | A2判 | 1枚につき | 20円 |
| | A1判 | 1枚につき | 100円 |
| ② カラー | B4判・B5判・A4判・A3判 | 1枚につき | 50円 |
| | A2判 | 1枚につき | 300円 |
| | A1判 | 1枚につき | 500円 |

(2) プリント

| | | | |
|--------|-------------------------|--------|---------|
| ① モノクロ | B 4 判・B 5 判・A 4 判・A 3 判 | 1 枚につき | 1 0 円 |
| ② カラー | B 4 判・B 5 判・A 4 判・A 3 判 | 1 枚につき | 5 0 円 |
| | A 2 判 | 1 枚につき | 3 0 0 円 |
| | A 1 判 | 1 枚につき | 5 0 0 円 |

(徴収方法)

第 7 条 利用料金は、次の各号の一に該当する方法により徴収する。

- (1) 備え付けのコインキットに利用料金を投入させることにより徴収
- (2) 上記の徴収方法によりがたい場合は、当該複写機等の設置場所の金銭出納員が発行する領収書を交付することにより徴収

(収入手続)

第 8 条 第 4 条の規定に基づき設置された複写機等の当該設置場所の金銭出納員は、利用料金を東京都板橋区会計事務規則（東京都板橋区規則第 3 号）第 2 2 条及び第 2 3 条の規定に基づき処理する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 1 1 月 1 日から施行する。
- 2 区民の電子複写機利用に伴う取扱要領（昭和 5 4 年 5 月 1 日総務部長決裁）は、廃止する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 1 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成 1 4 年 1 2 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月29日から施行する。